

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(豊島税務署長)
平成30年12月7日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	笹浪 雅義 深瀬 仁志
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	山下 貴司 豊島税務署長 佐藤 幸一
同指定代理人	安實 涼子 大谷 和志 小西 博昭 上田 孝佳 石井 正 田崎 尚

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 豊島税務署長が平成26年8月1日付けで原告に対してした平成19年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額1021万1986円及び還付金の額に相当する税額28万7500円を超える部分並びに重加算税の賦課決定の処分(ただし、いずれも平成27年12月11日付け裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。
- 2 豊島税務署長が平成26年8月1日付けで原告に対してした平成20年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額716万9323円及び還付金の額に相当する税額22万円を超える部分並びに重加算税の賦課決定の処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成19年分及び平成20年分の所得税の各確定申告(以下、総称して「本件各確定申告」という。)をしたところ、豊島税務署長が、平成26年8月1日付けで、平成19年分及び平成20年分の所得税の各更正の処分(以下、総称して「本件更正処分」という。ただし、平成19年分の所得税の更正の処分は、平成27年12月11日付け裁決(甲3。以下、「本件裁決」という。)により一部取り消されている。以下、平成19年分の所得税

の更正の処分については、特に区別する必要がある場合を除き、本件裁決による一部取消し後のものを指すものとする。)及び重加算税の各賦課決定の処分(以下、総称して「本件賦課決定処分」という。ただし、平成19年分の重加算税の賦課決定の処分は、本件裁決により一部取り消されており、以下、平成19年分の重加算税の賦課決定の処分については、特に区別する必要がある場合を除き、本件裁決による一部取消し後のものを指すものとする。また、以下、本件賦課決定処分と本件更正処分を総称するときは「本件更正処分等」という。)をしたため、本件更正処分等には、原告に帰属しない収益を原告の所得として認定した違法があるなどとして、本件更正処分等の一部の取消しを求める事案である。

1 前提となる事実関係(当事者の間に争いのない事実及び後に掲記する証拠等から明らかに認められる事実関係。以下「前提事実」という。)

(1) 原告及びその関係者等

ア 原告は、東京都豊島区を本店所在地とする株式会社A(なお、平成18年11月9日までの商号は、株式会社Bであり、同日から平成21年6月1日までの商号は、株式会社Cであったが、以下、商号変更の前後を問わず、「A社」という。)の代表取締役である。なお、原告が、平成24年1月17日、その居宅の2階リビングにおいて管理していた原告の氏名が刻印されたゴム印には、「●●●●」(以下「電話番号1」という。)という電話番号も刻印されていた(乙47)。

イ 乙(以下「乙」という。)は、平成14年頃から平成23年頃までの間、原告といわゆる男女の関係にあつて、当該男女の関係に伴つて原告から定期的に一定の金額の金員(ただし、具体的な金額については、当事者の間に争いがある。)を受領するなどしていた者であり、丙(以下「丙」という。)は、乙の妹であり、原告とは、少なくとも数回会つたことがある程度の関係であつた。

ウ 丁(以下「丁」という。)は、平成16年4月●日付けで、営業所の所在地を埼玉県春日部市Dビル(以下「Dビル」という。)302号室及び303号室とし、営業所の名称を「E」とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)2条1項2号(ただし、平成27年法律第45号による改正前のもの。以下同じ。)の営業の風営法3条1項の規定に基づく埼玉県公安委員会の許可を受けたが、平成18年5月●日付けで上記の営業を廃止したほか、平成17年1月●日付けで、営業所の所在地をDビル301号室とし、営業所の名称を「F」とする風営法2条1項2号の営業の風営法3条1項の規定に基づく埼玉県公安委員会の許可を受けたが、平成19年1月●日付けで上記の営業を廃止した者である。なお、丁は、平成19年及び平成20年において、A社の従業員であつた。

エ 戊(以下「戊」という。)は、平成18年5月●日付けで、営業所の所在地をDビル302号室及び303号室とし、営業所の名称を「G」(ただし、平成22年9月29日に営業所の名称を「H」に変更している。以下、上記の名称の変更の前後を問わず、かつ、前記ウの「E」との名称によるものと総称して「E店」という。)とする風営法2条1項2号の営業の風営法3条1項の規定に基づく埼玉県公安委員会の許可を受けるとともに、平成19年1月24日付けで、営業所の所在地をDビル301号室とし、営業所の名称を「F」(ただし、平成22年9月29日に営業所の名称を「I」に変更している。以下、上記の名称の変更の前後を問わず、かつ、前記ウの「F」との名称によるものと総称して

「F店」といい、「E店」と総称するときは、「本件各店舗」という。また、以下、本件各店舗において営まれていた風営法2条1項2号の営業を総称して「本件営業」という。)とする同号の営業の風営法3条1項の規定に基づく埼玉県公安委員会の許可を受けた者である。なお、戊は、平成19年及び平成20年において、A社の従業員であった。

オ J (以下「J」という。)は、戊の知人であり、少なくとも平成19年10月以降平成20年の年末まで、A社の従業員としてA社から給与の支払を受けていた者である。

(2) 預金口座等の入出金の状況等について

ア (ア) 乙は、平成18年11月10日、乙名義の預金口座(株式会社K銀行(以下「K銀行」という。)中目黒支店の普通預金口座。口座番号が●●●●のもの。以下「乙名義口座1」という。)を開設し、同日、1000円を入金した。その後、乙名義口座1には、別表2のとおり、戊を振込みの名義人とする金員の振込入金が行われたほか、平成19年2月23日に現金10万円が、同年3月20日に現金7万1000円がそれぞれ入金されたが、乙は、同年5月9日、乙名義口座1に係る契約を解約した。なお、平成19年中に乙名義口座1に対してされた戊を振込みの名義人とする金員の振込入金は、別表3の順号1から9までのとおりである。

(イ) 乙は、平成18年4月28日、乙名義の預金口座(株式会社L銀行恵比寿支店の普通預金口座。口座番号が●●●●のもの。以下「乙名義口座2」という。)を開設し、同日、1000円を入金した。その後、乙名義口座2には、別表3の順号10のとおり、戊を振込みの名義人とする金員の振込入金が行われたが、乙は、平成19年6月7日、乙名義口座2に係る契約を解約した。なお、乙名義口座2に預金利息を除く金員の入金があったのは、上記のもののみである。

(ウ) 乙は、平成19年4月26日、乙名義の預金口座(株式会社M銀行(以下「M銀行」という。)中目黒支店の普通預金口座。口座番号が●●●●のもの。以下「乙名義口座3」という。)を開設し、同日、500円を入金した。その後、乙名義口座3には、別表3の順号11から15までのとおり、戊を振込みの名義人とする金員の振込入金が行われたが、乙は、同年7月25日、乙名義口座3に係る契約を解約した。なお、乙名義口座3に金員の入金があったのは、上記のもののみである。

(エ) 丙は、平成19年5月15日、丙名義の預金口座(K銀行赤坂支店の普通預金口座。口座番号が●●●●のもの。以下「丙名義口座」といい、乙名義口座1ないし3と併せて総称するときは、「本件各口座」という。)を開設し、同日、1000円を入金した。その後、丙名義口座には、別表3の順号16から28までのとおり、戊を振込みの名義人とする金員の振込入金及び別表3の順号29から33までのとおり、Jを振込みの名義人とする金員の振込入金が、それぞれされた(なお、前記(ア)から(ウ)までの別表3の順号1から15までの各振込入金に係る金員と上記の別表3の順号16から33までの各振込入金に係る金員を総称して「本件各金員」という。)が、丙は、平成20年2月7日、丙名義口座に係る契約を解約した。なお、丙名義口座については、預金利息を除く金員の入金があったのは、口座開設時の入金及び別表3の順号16から33までのもののみである。

イ 本件各金員が入金された直後に本件各口座から出金された金員の金額、出金された年月日等は、別表4の「本件各口座からの主な出金状況」欄に記載されているとおりである。

また、上記の出金がされた日又は同日から三、四日程度以内の日における①株式会社N銀行（当時。以下「O銀行」という。）西池袋支店の原告名義の普通預金口座（口座番号が●●●●のもの。以下「原告O口座」という。）、②株式会社P銀行（以下「P銀行」という。）の原告名義の通常貯金口座（記号番号が●●●●のもの。以下「原告P口座」という。）又は③O銀行高田馬場支店の乙名義の普通預金口座（口座番号が●●●●のもの。以下「乙・O口座」という。）に対して入金された金員の金額、入金があった年月日等は、別表4の「原告の口座及び本件各口座以外の乙名義の口座への主な入金状況」欄に記載されているとおりである。

- ウ（ア）平成19年1月から平成20年1月までに原告O口座から出金された金額、出金があった日時等は、別表5のとおりであり、その出金先としては、スイミングセンター、塾、Q生命保険株式会社、NHK等がある。
 - （イ）平成18年12月15日から平成20年8月15日までに原告P口座から出金された金額、出金があった日時等は、別表6のとおりであり、その出金先としては、小学校、簡易保険等がある。
 - （ウ）平成19年1月4日から平成20年5月12日までに乙・O口座から出金された金額、出金があった日時等は、別表7のとおりである。その出金先としては、「R」等があり、「R」に対しては、平成19年4月以降、毎月25万円が振込送金されている。
- エ（ア）平成16年2月25日から平成18年7月25日までに株式会社S銀行（以下「S銀行」という。）御代田支店の乙名義の普通預金口座（口座番号が●●●●のもの）に対して入金された金額、入金があった日時等の状況は、別表8のとおりであり、いずれも、原告の名義によるものであって、その金額も1回当たり30万円である。
- （イ）平成18年11月15日から平成20年4月9日までにM銀行池袋支店の戊名義の普通預金口座（口座番号が●●●●のもの）に対して入金された金額、入金があった日時の状況等は、別表9のとおりであり、その大半がA社の名義による戊に対する給与の支払名目のもの（乙19）であって、その金額も1回当たり6万8341円で一定であるが、平成19年5月2日には、「甲」の名義により、7万4940円が振込入金されている。

（3）携帯電話及び電子メールについて

- ア（ア）丁は、平成15年12月6日、株式会社Tとの間で、丁を契約者とし、電話番号を●●●●（以下「本件電話番号」という。）とする携帯電話（以下「本件携帯電話」という。）の使用契約を締結して本件携帯電話の使用を開始し、平成22年10月18日、同契約を解約した。本件携帯電話において使用されていた電子メールアドレスは、「●●●●」（以下「本件アドレス」という。なお、「o」は、小文字のアルファベットの「o」であって、数字の「0」ではない。）である。（乙35）
- （イ） a 原告は、平成17年2月21日、外務大臣に対し、一般旅券発給申請書を提出して一般旅券の発給を申請したところ、上記の一般旅券発給申請書の「現住所」欄中の「携帯」欄に、本件電話番号を自筆で記載した。（乙36）
- b 乙は、平成19年3月26日、Rとの間で、賃貸人をR、賃借人を乙とし、家

賃を月額25万円とすること等を内容とする建物の賃貸借契約を締結したところ、原告は、それに先立つ同月20日、上記の賃貸借契約に基づいて乙が負担する一切の債務の履行を連帯して保証する旨の「連帯保証人引受承諾書」に署名及び押印をした際、同文書の「氏名」欄の直下にある「電話番号」欄に自筆で本件電話番号を記載した。(乙37、38)

c A社は、平成21年11月6日、東京都知事に対し、宅地建物取引業法3条1項の免許を受けるため、同法4条1項(ただし、平成26年法律第81号による改正前のもの)柱書きが規定する免許申請書を提出し、その際、A社の代表取締役である原告の略歴書を添付したところ、同略歴書の「住所」欄中の「電話番号」欄には、本件電話番号が記載されている。(乙39)

イ(ア)丁は、平成24年1月17日、その居所の居間において、3台の携帯電話機を所持していた。上記の携帯電話のうち電話番号を●●●●とするもの(以下「本件丁携帯電話1」という。)に係る携帯電話機中に記録されている「マイデータ」の番号欄「0236」の名前欄には「甲会長」と、電話番号欄には本件電話番号及び電話番号1と、電子メールアドレス欄には、本件アドレスと、それぞれ情報が登録されていた。また、上記の携帯電話のうち電話番号を●●●●とするもの(以下「本件丁携帯電話2」といい、本件丁携帯電話1と総称して「本件各丁携帯電話」という。)に係る携帯電話機中に記録されている「マイデータ」の番号欄「0236」の名前欄、電話番号欄及び電子メールアドレス欄には、それぞれ、本件丁携帯電話1と同様の情報が登録されていた。(乙40、41)

(イ)丁は、平成18年4月6日、本件丁携帯電話1から本件アドレスほか1の電子メールアドレスに対し、件名を「4/5E」とした上で本文に「総売上336900円 現金319500円 カード17400円 指名11/20 フリー2/3 出勤16名うち体験入店1名でした。売上累計1360400円 平均340100円です。」と記載した電子メール(以下「本件丁メール」という。)を送信した。(乙41)

ウ(ア)平成24年1月17日にE店にあった携帯電話機(以下「本件店舗携帯電話1」という。)に記録されている「マイデータ」の番号欄「0116」の名前欄には「甲さん」と、電話番号欄には本件電話番号と、電子メールアドレス欄には本件アドレスと、それぞれ情報が登録されていた。

また、本件店舗携帯電話1には、当該電話機から、本件アドレス、「●●●●」(以下、「メールアドレス1」という。なお、アドレス名が乙の姓名スペルと乙携帯番号2の番号で作成されている。)ほか2の電子メールアドレスに対し、平成19年4月28日、(あ)件名を「4/27E」とした上で本文に「総売上910900円 現金769550円 カード141350円 指名23/36 フリー7/8 出勤19名でした。売上累計11942900円 平均519257円です。」と記載された電子メール(以下「本件店舗メール1」という。)及び(い)件名を「4/27F」とした上で本文に「総売上300200円 現金188200円 カード112000円 指名6/8 フリー2/4 出勤6名でした。売上累計3797400円 平均165104円です。」と記載された電子メール(以下「本件店舗メール2」

という。)が、それぞれ送信された旨の電磁的記録のほか、平成19年4月25日から同月30日にかけて、本件アドレスとの間で、別表10のとおり、電子メールのやり取りがされた旨の電磁的記録及び本件アドレスから、同月25日、件名を「E」とした上で本文に「Eは、今月は月末は銀行休日に入るので5月1日までに振込み頼みます。みな頑張って(中略)果たして今月は利益がいくら出せるのか?」などと記載された電子メールが送信された旨の電磁的記録も残されていた。(乙43、74)

(イ)平成24年1月17日にE店にあった携帯電話機(以下「本件店舗携帯電話2」といい、本件店舗携帯電話1と併せて総称して「本件各店舗携帯電話」という。)に記録されている「マイデータ」の番号欄「0116」の名前欄には「甲会長」と、電話番号欄には本件電話番号と、電子メールアドレス欄には本件アドレスと、それぞれ情報が登録されていた。

また、本件店舗携帯電話2には、「●●●●」(以下、「メールアドレス2」という。)との電子メールアドレスから、平成20年4月2日、本件店舗携帯電話2に係る電子メールアドレス、本件アドレス及びメールアドレス1に対して送信された(あ)件名を「4/1E」とした上で本文に「総売上296150円現金281250円カード14900円指名8/14フリー3/5出勤9名でした。売上累計296150円平均296150円です。」と記載された電子メール(以下「本件店舗メール3」という。)及び(い)件名を「4/1F」とした上で本文に「総売上28600円現金17600円カード11000円指名1/1フリー1/2出勤3名でした。売上累計28600円 平均28600円です。」と記載された電子メール(以下「本件店舗メール4」という。)を、それぞれ受信した旨の電磁的記録が残されていた。(以上、乙44)

(4) 本件営業から生じた収益及び費用のデータについて

平成24年1月17日当時にE店に置かれていたCD-R等のうち白色のもの及びUSBメモリ6個のうち赤色のものには、「E決算」又は「E」との名称によるフォルダの中に、毎月末日の決算データを入力したファイルが月別に保存され、「F売上管理」又は「F」との名称によるフォルダの中に、「締め(明細)」又は「明細」との名称によるエクセルファイルが保存されていた(以下、本件営業に係る各月分の末日の決算データを総称して「末日決算データ」という。)。末日決算データは、「費用」と「収益」の欄に分かれており、それぞれの欄の右隣に「金額」欄が接していて、当該費用又は収益の金額が記載されている体裁のものである。また、末日決算データのうち平成19年1月から平成20年1月までの各月分のものの「費用」欄に、「本部」、「本部送金」、「本部源泉」又は「本部送金 源泉」と記載された項目に係る各「金額」欄の内容(以下「本部等の額」という。)は、別表11のとおりであり、平成19年1月から平成20年1月までの各月ごとの本件各金員の額(ただし、当該月の11日からその翌月の10日までに支払われたもの)と本部等の額の月ごとの合計額との差異は、別表12のとおりである。(以上、乙45)

(5) 本件更正処分等に至る経緯等

ア 原告は、各法定申告期限までに、豊島税務署長に対し、平成19年分及び平成20年分の所得税について、別表13及び14の各「確定申告」欄記載のとおりそれぞれ確定申告(本件各確定申告)をした。

イ 豊島税務署長は、平成26年8月1日付けで、原告に対し、別表13及び14の各「更正処分等」欄記載のとおり本件更正処分等（ただし、本件裁決による一部取消し前のもの）をした。

ウ 原告は、平成26年9月26日、豊島税務署長に対し、別表13及び14の各「異議申立て」欄記載のとおり、本件更正処分等（ただし、本件裁決による一部取消し前のもの）について異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をしたが、豊島税務署長は、同年12月19日付けで、原告に対し、本件異議申立てを棄却する旨の決定（以下「本件異議決定」という。）をした。

エ 原告は、平成27年1月16日付けで、国税不服審判所長に対し、別表13及び14の各「審査請求」欄記載のとおり、本件異議決定を経た後の本件更正処分等（ただし、本件裁決による一部取消し前のもの）になお不服があるとして審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、国税不服審判所長は、同年12月11日付けで、原告に対し、別表13及び14の各「審査裁決」欄記載のとおり、平成19年分の所得税の更正の処分及び平成19年分の重加算税の賦課決定処分の各一部をそれぞれ取り消したが、その余の本件審査請求を棄却する旨の裁決（本件裁決）をし、原告は、同月24日、本件裁決に係る裁決書謄本の送付を受けた（弁論の全趣旨）。

（6）本件訴えの提起

原告は、平成28年6月22日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

2 本件更正処分等の根拠及び適法性

本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張は、後記3におけるもののほか、別紙「本件更正処分等の根拠及び適法性」及び別表1に記載のとおりである（同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

3 争点及びこれに対する当事者の主張の要点

本件における主たる争点は、戊又はJが平成19年又は平成20年中に本件各口座に振込入金した金員が原告に帰属したものであると認められるか否かであり、当事者の主張の要点は、次のとおりである。

（被告の主張の要点）

（1）原告が本件営業から生じた収益を管理していたこと

次のとおり、原告は、本件携帯電話を使用し、丁、戊又はJに指示をして本件各店舗の売上げや客数等の本件営業に関する重要な情報を日々報告させていたから、原告は、本件営業から生じた収益を管理していたといえる。

ア（ア）①原告は、前提事実（3）ア（イ）aのとおり、自ら作成した一般旅券発給申請書の「現住所」欄中の「携帯」欄に、本件電話番号を自筆で記載していること、②原告は、同bのとおり、「連帯保証人引受承諾書」に署名及び押印をした際、同文書の「氏名」欄の直下にある「電話番号」欄に自筆で本件電話番号を記載したこと、③同cのとおり、A社が宅地建物取引業法3条1項の免許を受けるために作成した免許申請書に添付した原告の略歴書の「住所」欄中の「電話番号」欄には、本件電話番号が記載されていることのほか、④同イ（ア）のとおり、本件各丁携帯電話の「マイデータ」には、本件携帯電話の使用者が原告である旨が登録されていること、⑤前提事実（1）ア及び前提事実（3）イ（ア）のとおり、本件各丁携帯電話に本件電話番号と

併せて登録されていた電話番号1の電話番号は、原告がその居宅の2階リビングにおいて管理していた原告の氏名が刻印されたゴム印に刻印されていた電話番号と同一であること、⑥同ウのとおり、本件各店舗携帯電話の「マイデータ」には、本件携帯電話の使用者が原告である旨が登録されていることの各事実を前提とすると、本件携帯電話の契約者が丁である（前提事実（3）ア（ア））としても、本件携帯電話の実際の使用者は、原告であると認められる。このことは、本件携帯電話に係る使用契約を締結した後に本件携帯電話を原告へ渡した旨の丁の供述や、原告から個人的に「Wii」の購入を依頼され、本件店舗携帯電話1を用いて本件アドレスとの間で上記の「Wii」に関する電子メールのやり取りをしたから、本件アドレスを使用していたのは原告である旨の戊の供述（なお、上記の戊の供述は、前提事実（2）エ（イ）及び前提事実（3）ウ（ア）の客観的な事実と一致している。）からも裏付けられている。

(イ) a 原告は、本件当時、本件携帯電話とは別の携帯電話（電話番号が●●●●のもの。以下「原告携帯電話」という。）を使用していたから、本件携帯電話を使用する必要も理由もなく、本件携帯電話は、丁が、同人が営業した結果設置するに至ったクレジットカードリーダーの顧客から、毎月のクレジットカードを利用した売上げの報告が本件携帯電話に入っていたものである旨主張する。

しかし、①本件丁携帯電話1は、平成17年10月28日から平成18年3月17日までの間に本件アドレスから少なくとも83件の電子メールを受信しているところ（乙41）、これらの電子メールには、（あ）送信者が「丁」に対して当該送信者の息子の放課後の活動について話をしたり（平成17年10月28日付けのもの。乙41・18頁）、（い）「丁」に対して金員を戻す提案をしたり（乙41・19頁の同年11月1日付けの「メール5」）、（う）「丁」に対してネックレスやピアスの販売に係る連絡をしたり（乙41・22頁の同月29日付の「メール24」）、（え）「丁」に対して当該送信者の気の短さについて弁解をしたり（乙41・24頁の同年12月26日付けの「メール45」）するなど、丁が本件携帯電話から自らが使用する本件丁携帯電話1に対して送信したとするには極めて不自然な内容が多数含まれている。

また、②平成17年11月30日、本件アドレスから本件丁携帯電話1に対し、「丁いつもごめん！携帯でオプション付けたいので毎度生年月日教え下さい！いつもすまない。」との文面の電子メールが送信されているところ（乙41・22頁の同日付けの「メール26」）、実際に同日に本件携帯電話に係る携帯電話機の機種変更がされ、かつ、平成17年に入ってから同日より前に3回の機種変更がされていること（乙57）からすると、上記の電子メールの文面における「携帯」とは、本件携帯電話であると優に推認することができるのであり、仮に、丁が本件携帯電話を使用していたのであれば、上記のような文面の電子メールを送信する必要はないことが明らかである。

さらに、③④（a）「甲さんに対する感謝の気持ちと甲さんの気持ちに対しての背信的な自分の行動は言葉にはできるものではないのかもしれない。」（乙41・25頁の平成18年1月16日付けの「メール55」）、（b）「こういう風に

甲さんに対してメールをする事自体あつかましい事だと思っています」(乙41・25頁の同日付けの「メール56」)、(c)「自分の小さい力を甲さんが水商売をやっていく上で必要とする時がもしあったら微力ながらお手伝いしたいと思う気持ちはわかりません」(乙41・26頁の同日付けの「メール57」)との文面の各電子メールが第三者から本件携帯電話宛てに送信された後に本件丁携帯電話1宛てに転送されているところ、転送前の本件アドレス宛ての上記の各電子メールはいずれも「甲」という人物に送信されたものであること、㊸平成20年9月5日、本件店舗携帯電話2に対して本件携帯電話から「甲様昨日はお世話になり、有難う御座いました。」との文面の電子メールが転送されているところ(乙44・25頁)、転送前の上記の電子メールの宛先は、「甲」という人物であると推認することができること、㊹同年5月2日、本件アドレスから本件店舗携帯電話2に対して送信された電子メールの末尾に「甲」と記載されており、同電子メールを「甲」という人物が作成して送信したと推認することができること(乙44・10頁)、㊺同年4月29日及び同年9月8日に本件アドレスから本件店舗携帯電話2に対して送信された電子メールの各末尾にも「甲」との記載があり(乙44・9頁、25頁)、これらの電子メールも「甲」という人物が作成して送信したと推認することができること、㊻甲という名字の人物が本件においては原告以外に存在しないことの各事実によれば、上記㊸から㊺までの各電子メールの「甲」は、全て原告であると推認することができる。

これに加え、㊼丁が上記㊸に沿う供述をしていることも併せ考慮すれば、原告が本件携帯電話を使用していたことは、明らかである。

したがって、原告の主張は、失当である。

- b 原告は、平成17年2月21日に外務大臣に対して提出した一般旅券発給申請書の「現住所」欄中の「携帯」欄に、本件電話番号を自筆で記載したところ、これは、原告携帯電話が日本国外での利用が不可能であったために海外へ渡航している間は、丁から本件携帯電話を借り受けて使用させてもらうことにしていたためである旨主張する。

しかし、上記の「現住所」欄は、「その他勤務先など日中の連絡先」を併せて記載すべき様式となっており(乙36)、当該欄中の「携帯」欄が、実際に海外に滞在する際の本人の連絡先を記載する欄ではないことは、その様式上明らかであるから、原告の主張は、極めて不自然かつ不合理なものである。

- c 原告は、平成19年3月20日、乙の自宅の賃貸借契約に関する「連帯保証人引受承諾書」に署名及び押印をした際、同文書の「氏名」欄の直下にある「電話番号」欄に自筆で本件電話番号を記載したところ、これは、万が一、乙の自宅の貸主から問合せがあった場合、原告が使用している携帯電話に連絡が入ると、原告の配偶者に原告と乙が男女の関係にあることを把握されるおそれがあり、これを避けるためであった旨主張する。

しかし、原告は、同文書の原告の勤務先として原告の配偶者が経理の責任者を務めている株式会社U及びその電話番号を記載しているから(乙58)、乙の自宅の貸主が当該電話番号に電話をかければ、原告の配偶者がそれを受け、原告と

乙との男女の関係を把握するおそれは十分にあったのであり、同文書の「氏名」欄の直下にある「電話番号」欄についてだけ、上記のような理由で本件電話番号を記載することは、極めて不自然かつ不合理である。

d 原告は、A社が、平成21年11月6日、宅地建物取引業法3条1項の免許を受けるために提出した免許申請書に添付されたA社の代表取締役である原告の略歴書の「住所」欄中の「電話番号」欄には、本件電話番号が記載されているところ、これは、宅地建物取引業に関する問合せがあった場合には、専任の宅地建物取引主任者である丁が対応することになるため、当時丁が使用していた本件携帯電話の電話番号である本件電話番号が記載されているにすぎない旨主張する。

しかし、上記の免許申請書には、丁の略歴書も添付されているところ（乙59・12枚目）、同略歴書の「電話番号」欄には、本件丁携帯電話2の電話番号が記載されており、仮に、上記の原告の主張通りの事実関係であるとするれば、原告の略歴書及び丁の略歴書の双方に、本件電話番号又は本件丁携帯電話2の電話番号のいずれかを共通して記載するのが自然かつ合理的であるから、原告の主張は、極めて不自然かつ不合理である。

イ（ア）①前提事実（3）イ（イ）のとおり、本件丁メールは、平成18年4月5日のE店の経営に関する報告を内容とするものであることが、②同ウ（ア）のとおり、本件店舗メール1及び2は、いずれも、平成19年4月27日の本件営業に関する報告を内容とするものであることが、③同（イ）のとおり、本件店舗メール3及び4は、いずれも、平成20年4月1日の本件営業に関する報告を内容とするものであることが、その内容自体から明らかである。

（イ）丁は、原告の指示に基づき、原告に対してE店の日々の現金売上げ、カード売上げ、客数、ホステスの出勤数等を報告していた旨を供述するところ、当該供述は、前記（ア）①に裏付けられており、信用性が高い。また、戊は、原告の指示に基づき、原告及び丁に対して本件各店舗の総売上金額、その内訳である現金売上げの金額、カード売上げの金額、指名客が何組で何名、フリー客が何名、1か月分の売上げの累計、売上げの平均額及び女性従業員の出勤人数を報告していた旨を供述するところ、当該供述は、前記（ア）②に裏付けられており、信用性が高いほか、丁も同旨の供述をしていることに照らし、相互に信用性を補完し合って高め合っているものといえる。さらに、Jは、原告及び戊に対して本件各店舗の総売上金額、その内訳である現金売上げの金額、カード売上げの金額、指名客が何組で何名、フリー客が何名、1か月分の売上げの累計、売上げの平均額及び女性従業員の出勤人数を報告していた旨を供述するところ、当該供述は、前記（ア）③に裏付けられており、信用性が高い。

（ウ）原告は、丁が本件携帯電話を使用していたことを前提に、クレジットカードの不正利用があった場合には、A社がクレジットカードリーダーの設置に係る代理店契約の相手方から当該代理店契約を解除されるリスクがあったために、顧客から売上げの報告を求めることにより、不正利用の発生を抑えようとして、丁が営業した結果設置するに至ったクレジットカードリーダーの顧客から、毎月のクレジットカードを利用した売上げの報告が本件携帯電話に入っていたものであり、本件各店舗から本件携帯電話に対して売上げ等の報告がされていたのも、その一環のことであり、主として、戊、

J等がそれをしていたものと思われる旨主張するが、次のとおり、原告の主張は、これを裏付ける客観的な証拠がなく、かつ、他の客観的な証拠に照らして不自然かつ不合理なものである上、不服申立ての段階の主張を何らの合理的な理由もなく変遷させるものでもあるから、失当である。

- a そもそも、前記（ウ）のような報告を受けることがクレジットカードの不正利用の発生を抑えることにつながるのかが明らかではない上、本件においては、A社が営業した結果としてクレジットカードリーダーを設置してもらった本件各店舗以外の店舗から丁がクレジットカードの売上の報告を受けていた事実を何ら立証していない。
- b 本件丁メールは、本件丁携帯電話1から本件アドレスほかに対して送信された電子メールであるところ、仮に、原告の主張するとおりの事実関係であるとする、丁が自分自身に対して本件各店舗の売上げなどを報告したことになるほか、本件丁メール及び本件店舗メール1から4までに記載された情報のうちクレジットカードの売上げ以外の情報は不要である。
- c メールアドレス2との電子メールアドレスから、平成20年6月21日、本件店舗携帯電話2に係る電子メールアドレス、本件アドレス及びメールアドレス1に対して送信された件名を「6/20E」とする電子メールには、「売上累計7064975円平均415586円です。」などと、「6/20F」とする電子メールには、「売上累計997800円平均58694円です。」などと、それぞれ、本件各店舗の同月20日までの売上の累計額と平均売上高と推認される金額が記載されている（乙44・41頁）ところ、これを受けて、本件アドレスから、同月22日、本件アドレスを除く上記の各メールアドレス等に対し、件名を「参考資料」とする電子メールには、「◎2006年度丁店長6月20日E売上高6516400平均40万円F・戊店長2560500平均16万円◎2007年度戊店長6月20日E売上高9173150 平均53万円F兼任戊店長2185150平均12万8千円（中略）今期と比較し検証して下さい！売上高がなくとも利益率が伴えば一緒だが、2006度と2007度の利益は格段の差があります。この程度くらい頑張ってもらわないと困りますよ。以上」（乙44・18頁）などと記載されており、本件携帯電話の使用者が、本件アドレスに送信されてきた電子メールによって得た本件各店舗の累計の売上高及び平均の売上高に関する情報を年度ごとの比較をしながら売上や利益を管理するために用いていることがうかがわれ、単にクレジットカードの不正利用の発生を抑えることを目的とするにとどまるものとはいえない。
- d クレジットカードの売上げは、クレジットカードリーダーの設置に係る代理店契約の相手方からA社に毎月送付されていた代理店手数料の計算書に記載されていた（甲6ないし8、15及び16（ただし、いずれも枝番を含む。））から、あえて電子メールによりその報告を求める必要性はない。
- e 原告は、本件異議申立て及び本件審査請求をした際には、原告が、カード手数料の算定のために丁から本件各店舗の売上げに関する報告を受けていた旨を主張していた（本件異議申立てにつき乙60・4枚目、本件審査請求につき甲3・22頁）から、上記の原告の主張は、これを変遷させるものであるところ、そのことについて

て何ら合理的な説明をしない。

(2) 本件各金員が本件営業から生じた収益の一部であって原告の指示により本件各口座に振り込まれたものであること

ア (ア) 末日決算データは、月別に本件各店舗の名称を付した上で店舗別に現金売上げの金額、カード売上げの金額、給与、店舗の家賃、カラオケの費用等のいわゆる社交飲食店において通常発生する費用の額等が記載された上でその差額が計算されたものであるから、店舗別に本件営業の収支の計算をしたものであると認められ、末日決算データのうち「費用」欄に記載された金額は、特段の事情のない限り、本件営業から生じた収益から支払われたものと推認される。

そして、①各月の本件各金員の額と末日決算データの「費用」欄に記載されている本部等の額は、平成19年1月から平成20年1月までの13か月のうち10か月は完全に一致していること(別表12の「差額」欄参照)及び②一致していない平成19年6月、同年12月及び平成20年1月については、その差額が当該各月のF店の本部等の額と一致し(別表11の「F(売上管理)」欄中の「金額」欄及び別表12の「差額」欄各参照)、かつ、③当該各月に乙名義口座3又は丙名義口座に振込入金された金額と当該各月のE店の本部等の額が一致していること(別表11の「E(決算)」欄中の「金額」欄及び別表12の「本件各金員」欄中の「本件各金員の額」欄各参照)からすれば、本件各金員は、本件営業から生じた収益の一部から支払われたものというべきである。

(イ) 戊は、末日決算データが本件営業の損益計算書である旨及び原告に渡していた資金は、本件営業から生じた収益であって、末日決算データにおいて、「本社」又は「本部」という科目で入力していた旨を供述し、Jは、末日決算データが本件営業の収支の計算をしたものである旨及び原告に渡していた本件営業から生じた収益は「本部」等の科目で入力していた旨を供述しているところ、これらの供述は、前記(ア)の事実と整合するものであって、信用性が高いものである。

イ 前提事実(2)アによれば、本件各口座に対する振込入金状況(別表3参照)からは、毎月20日頃に150万円の振込入金が行われていることや、毎月末日頃に52万5000円から315万円までの振込入金が行われていることが認められる。戊及びJは、いずれも、戊又はJが原告の指示に基づき、本件営業から生じた収益の中から、毎月20日頃に150万円を本件各口座に振込送金し、毎月末日頃に原告から指示を受けた金額を本件各口座に振込送金していた旨を供述するところ、これらの供述は、上記の客観的な事実関係と整合しており、信用性が高い。

ウ 以上に加え、前記(1)のとおり、原告が、日々、丁、戊又はJから、本件各店舗の売上金額等の本件営業に関する重要な情報の報告を受けていたことも踏まえると、原告は、上記の報告を基に、毎月末日頃に本件各口座に対して振込入金をすべき金額を決定し、戊又はJに対して当該金額を振込入金すべき旨を指示して本件各口座に振込入金させていたものというべきである。

(3) 原告が本件各口座を支配又は管理していたこと

次のとおり、原告が、本件各口座を支配又は管理し、本件各金員を受領するために利用していたことは明らかである。

- ア 前記（２）のとおり、原告が、戊又はＪに対して本件各金員を振込入金すべき旨を指示して本件各口座に振込入金させていただきだけでなく、次のとおり、原告が、本件各口座から本件各金員を引き出し、その一部を、日常の生活に要する費用の支払に充てるために原告〇口座又は原告Ｐ口座に入金したり、乙との間の男女の関係（前提事実（１）イ）に基づいて乙の自宅の家賃の支払に充てたりしていたというべきである。
- （ア）前提事実（２）アのとおり、本件各口座には、平成１９年から平成２０年にかけて、おおむね本件各金員の振込入金以外の入金がなく、かつ、本件各金員が振込入金される預金口座が変更されると間もなく、それまでの間に本件各金員が振込入金されていた預金口座が解約されている。
- （イ）前提事実（２）イのとおり、本件各金員が、おおむね入金があった日又はその直後に、本件各口座が開設された銀行と同一の銀行の池袋、渋谷又は恵比寿にある支店において出金されている（別表４の「本件各口座からの主な出金状況」欄参照）。
- （ウ）前提事実（２）イ並びに同ウ（ア）及び（イ）によれば、当該出金日と同日に、当該出金額と同額又はこれを下回る額が、当該支店の近隣にある〇銀行の各支店又はＰ銀行から、原告〇口座又は原告Ｐ口座に現金で入金されている日が多数存在しているところ、原告〇口座又は原告Ｐ口座は、いずれも、原告が、日常の生活に要する費用の支払に使用していたものと認められる（別表４の「原告の口座及び本件各口座以外の乙名義の口座への主な入金状況」欄、別表５及び別表６各参照）。
- （エ）前提事実（２）イ、同ウ（ウ）及び前提事実（３）ア（イ）bによれば、前記（イ）の出金がされた日の数日以内に、乙・〇口座に対して現金による入金が頻繁にされているところ、乙・〇口座からは、乙の居室の貸主に対して毎月２０日過ぎに２５万円が振込送金されており、乙・〇口座が、平成１９年４月以降は乙の自宅の家賃を支払うために使用されていたといえる（別表４「原告の口座及び本件各口座以外の乙名義の口座への主な入金状況」欄参照）。
- （オ）前提事実（２）イ及び同ウ（ウ）のとおり、平成１９年３月２０日、乙名義口座１から乙・〇口座に対して１５７万円が直接振込送金されている（別表４「原告の口座及び本件各口座以外の乙名義の口座への主な入金状況」欄参照）。
- （カ）原告自身が、平成２３年８月３０日、戊に対し、「あ、乙。まあ、これは口座を借りて、俺が引き出したって話だからな、うん。」「結局、乙は何なんだ？って言われたら、僕はまあ、それはあなた達は知らないで、ただ口座で俺が受け取って、お金を引き出すだけの手段だけだったって話なんだけど」と発言したこと（乙４６及び５３の１。以下、上記の発言を総称して「本件原告発言」という。）からも、裏付けられている。
- イ （あ）前提事実（３）ア（イ）bのとおり、原告が、乙の自宅に係る賃貸借契約に基づいて乙が負担する一切の債務の履行を連帯して保証したこと、（い）前提事実（２）エ（ア）のとおり、原告は、平成１６年２月から平成１８年頃までの間、Ｓ銀行御代田支店の乙名義の預金口座に対し、１回当たり３０万円を１２回にわたって送金したこと、（う）上記（い）は、乙が、原告から、平成１５年頃から平成１９年３月頃まで毎月３０万円を、平成１９年４月から平成２３年７月頃までは毎月４５万円をそれぞれ生活費として受領していた旨を供述していること（乙５）と符合していること及び（え）丙も、乙と原告がかつて親密な交際をしていた旨を供述していること（乙６）を前提とすると、原告

と乙は、極めて親密な関係にあったものといえる。このことに、①乙は、戊と面識がない旨供述していること及び②戊は乙と、Jは丙と、それぞれ面識がないものの、戊及びJがいずれも、原告の指示に従って本件各金員を原告の指示する口座に振込送金した旨を供述していることを併せ考慮すると、④原告からの依頼に応じて本件各口座を自ら開設し、又は丙に依頼して開設してもらった後、当該預金口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを原告に渡していたため、本件各口座がどのように使われていたかは詳しくは知らず、本件各金員についても知らない旨の乙の供述（乙5）及び⑤乙からの依頼に応じて丙名義口座を開設し、丙名義口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを乙に渡していたから、丙名義口座内の資金の内容はよく分からず、本件各金員についても知らない旨の丙の供述（乙6）は、いずれも信用することができるから、原告が、本件各口座を支配又は管理し、本件各金員を受領していたものというべきである。

ウ（ア）原告は、本件各口座の開設やその入金に全く関与しておらず、本件各口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを原告が保持していた事実を裏付ける客観的な証拠はなく、同事実に沿う証拠は、乙及び丙の供述のみであるから、これによって上記の事実が立証されたものとはいえない旨主張する。

しかし、前記アのとおり、乙及び丙の各供述は、数多くの客観的証拠に裏付けられている上、同じく客観的証拠と良く整合して信用性の高い戊及びJの供述とも一致しているから、乙及び丙が本件各口座を利用していないことは、これらの証拠により、十分に証明されているというべきである。

（イ）原告は、原告O口座及び原告P口座への各入金は、いずれも、原告及び原告の配偶者の年収が2000万円を超えていたこと並びに別表15及び別表16のとおり、被告が指摘していない多額の金員の入金があることからすれば、本件各金員によるものではない旨主張する。

しかし、原告及び原告の配偶者に多額の収入や現金の蓄えがあり、また、原告O口座及び原告P口座に対して本件各金員を原資とする金員以外の金員の入金があったとしても、そのことは、原告が本件各金員を本件各口座から引き出して原告O口座及び原告P口座に対して入金していたことを排斥する事実ではないから、原告の主張は、失当である。

（ウ）原告は、末日決算データは、それを裏付ける客観的な証拠はなく、戊自身が改ざんされたものであることを認めている上、本件各金員の額についても、13か月のうち3か月も一致しない月があるから、本件各金員が本件営業から生じた収益に由来するものであることが証明されているとはいえない旨主張する。

しかし、末日決算データの元となっているデータ（乙45）は、戊が改ざんする前のものである旨を供述しているから、その信用性に疑いを挟む余地はない。また、原告が指摘する金額が一致しない点は、前記（2）ア（ア）のとおり、末日決算データの信用性に疑いをもたらさない。さらに、戊及びJの供述と末日決算データの内容が一致していることからして、末日決算データが本件営業の収支を計算したものであると優に認められるから、客観的な証拠との整合性を確認することができないとしても、末日決算データに信用性がないとはいえない。なお、本件更正処分等は、末日決算データにおける本件営業から生じた収益の額自体を原告の所得として認定した結果され

たものではない。

したがって、原告の主張は、失当である。

(エ) 原告は、本件原告発言は、戊が、上記の発言に先だって原告に対し、「脱税事件となった場合、兄が警察官を辞めなくてはならなくなり、恨まれる、助けて下さい。」「自分がいなくなったら、専任の取引主任者がいなくなって、株式会社Aは営業できなくなりますよ。」などと述べて原告の協力を求めたことから、原告が、戊をかばおうとして、戊をかばうための説明内容を戊との間で確認した際にした発言であるにすぎない旨主張するが、次のとおり、失当である。

a 本件原告発言の前後の原告と戊とのやり取りの全体や本件各口座に関する原告の発言の流れによっても（乙46及び53の1）、原告が戊をかばう趣旨の発言が全く見当たらず、そもそも、原告と戊の電話において原告が戊をかばうための発言をする必要もない。

b 本件営業に戊の兄が関与したことを示す事実は認められず、本件営業から生ずる収益が所得として申告されていないことと戊の兄が警察官であることとは何らの関係もない。

c 戊がA社の専任の宅地建物取引主任者になったのは、平成23年6月であり、平成22年6月に退職した丁に代わって戊が宅地建物取引主任者になるまでの約1年間、A社に専任の宅地建物取引主任者がいなかった上、戊も、平成23年9月、A社から退職していることからすれば、A社に専任の宅地建物取引主任者がいなかったとしても、A社の営業にそれほど大きな影響を与えるとは認め難い。

(4) 本件各金員が原告の雑所得に該当するとともに原告がこれを取得したことが国税通則法68条及び70条が規定する要件を満たすものであること

ア 原告が取得した本件各金員は、所得税法が定める所得の種類のうち事業所得及び雑所得以外のものに該当しないことは、その性質上明らかである。そして、前提事実(1)エのとおり、平成19年及び平成20年において本件各店舗に係る風営法2条1項2号の営業の風営法3条1項の規定に基づく埼玉県公安委員会の許可を受けたのは戊である上、F店の本部等の額に相当する金員が原告に対して送金された事実を確認することができない月があること（前記(2)ア(ア)。別表11の「F(売上管理)」欄中の「金額」欄及び別表12の「差額」欄に加え、別表11の「E(決算)」欄中の「金額」欄及び別表12の「本件各金員」欄中の「本件各金員の額」欄各参照）等本件営業の収支の管理状況について不明な点があること等にも照らすと、原告に本件営業から生じた収益が直接帰属するとまではいえず、原告が取得した本件各金員に係る所得が事業所得に該当すると認められない。

したがって、原告が取得した本件各金員の所得の種類は、雑所得であるというべきである（所得税法35条1項）。

イ 国税通則法68条1項が規定する事実の「隠ぺい」とは、売上除外、証拠書類の廃棄等課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、同項が規定する事実の「仮装」とは、架空仕入れ、架空契約書の作成、他人名義の利用等存在しない課税要件に該当する事実が存在するかのように見せかけることをいうところ、原告は、あらかじめ、乙から、本件各口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを預かり（前記(3)イ）、あたか

も本件各口座に本件各金員が振込入金されたとしても、原告にこれが帰属しないかのような外観を作出した上で、戊又はJに対して本件各金員を本件各口座に振込入金するよう指示して本件各金員を本件各口座に振込入金させてこれを取得していた（前記（2））から、このような原告の行為は、同項にいう事実の「隠ぺい」及び「仮装」に該当する。その上で、原告は、当該外観に従って原告に帰属する雑所得である本件各金員に係る経済的利益を除外して本件各確定申告をしたから、このことは、同項が規定する重加算税を賦課することができる要件を満たすものといえる。

ウ 一般に、納税者が課税要件事実の「隠ぺい」又は「仮装」をしていた場合には、国税通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」に該当し、7年間の除斥期間が適用されると解すべきであるところ、原告は、前記イのとおり、同法68条1項にいう事実の「隠ぺい」及び「仮装」をすることにより本件各金員に係る経済的利益を取得したから、同法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」をしたものといえることができ、本件更正処分等については、7年間の除斥期間が適用される。

（原告の主張の要点）

（1）原告は本件営業を営んでいた者ではないこと

ア（ア）原告は、平成19年当時、Uという飼料の製造、販売等を目的とする株式会社を営営するとともに、A社において飲食店などの店舗のクレジットカードリーダーを設置することに係る代理店業務その他の業務をしており、これと別に本件営業を営む必要はなかった。実際、戊が本件各店舗の営業の許可を受け、丁が戊とともに本件営業をしていたのであって、原告がこれに出資することも、その業務に関与することもなかったから、原告は、本件営業から生ずる収益を支配又は管理する立場も権限も有しておらず、本件営業から生ずる収益を取得したこともない。このことは、本件各店舗の賃貸借契約における借借人がVであり、連帯保証人がいずれも戊であって、原告ではないこと（乙67、68）からも、裏付けられる。

（イ）原告は、社交飲食店の経営をしたことはない上、長年、社交飲食店において勤務してきた丁に代わって原告がこれを経営しなければならない理由もない。原告は、E店における丁の業務内容を把握していない上、本件丁携帯電話1から本件アドレスに対するE店の売上げの報告も平成18年4月6日の1件しかない（本件丁メール）のであり、本件携帯電話が、E店の日々の売上金額等の報告を受けるために使用されていた事実はない。

（ウ）原告は、戊のE店における業務内容を把握していない。戊が使用していた携帯電話（本件店舗携帯電話1）から、本件アドレスに対してE店の売上金額等の報告がされていた記録を確認することができるのは、平成19年4月21日から同年5月3日までにとどまる。

（エ）原告は、Jの本件各店舗における業務内容を把握していない。原告は、Jに肩書きを付したり、本件各店舗の資金の管理を任せたりするような権限を有していないし、Jから、本件各店舗の日々の売上金額等の報告を受けた事実もない。

イ（ア） a 本件携帯電話は、丁がその使用契約を締結しており、本件携帯電話の使用に関する権限及び責任は丁にある。原告は、本件携帯電話とは別の携帯電話である原告携帯電話を使用していたから、本件携帯電話を使用する必要も理由もなかった。

丁は、本件携帯電話をA社の業務に関する連絡手段として使用していたものである。原告は、本件アドレスから送信されたとされるメールの内容を把握していないが、具体的には、丁が営業した結果設置するに至ったクレジットカードリーダーの顧客から、毎月のクレジットカードを利用した売上げの報告が本件携帯電話に入っていたものである。これは、クレジットカードの不正利用があった場合には、A社がクレジットカードリーダーの設置に係る代理店契約の相手方から当該代理店契約を解除されるリスクがあったために、顧客から売上げの報告を求めることにより、不正利用の発生を抑えようとして行われていたものであった。本件各店舗から本件携帯電話に対して売上げ等の報告がされていたのも、その一環のことであり、主として、戊、J等がそれをしていたものと思われる。

- b 被告は、毎月のクレジットカードを利用した売上げの報告を受けることがクレジットカードの不正利用の発生を抑えることにつながるのかが明らかではない上、本件においては、A社が営業した結果としてクレジットカードリーダーを設置してもらった本件各店舗以外の店舗から丁がクレジットカードの売上げの報告を受けていた事実を何ら立証していない旨主張する。

しかし、上記の報告は、不正行為を心理的に抑制するために求めていたものであるし、本件各店舗以外の店舗から丁がクレジットカードの売上げの報告を受けていた事実は、本件携帯電話のデータによって裏付けられるが、被告がこれに関連するデータの開示を拒んでいることから、上記の事実の立証をすることができない。

- c 被告は、クレジットカードの不正利用の発生を抑えるために売上げを報告させていたとすると、クレジットカードの売上げ以外の情報は不要である上、クレジットカードの売上げは、クレジットカードリーダーの設置に係る代理店契約の相手方からA社に毎月送付されていた代理店手数料の計算書に記載されていた（甲6ないし8、15及び16（ただし、いずれも枝番を含む。））から、あえて電子メールによりその報告を求める必要性はない旨主張する。

しかし、本件各店舗のスタッフとしては、元々保有している情報からクレジットカードの売上げのみをA社のために抽出して送信することが面倒であった可能性もあり、他の情報と一括して送信していたとしても不自然ではない。また、代理店手数料の計算書は、半月ごとの時間的間隔の空いた報告にすぎず、これとは別に毎日のクレジットカードの売上げの報告を求めることは、何ら不自然ではない。

- d 被告は、原告が、本件異議申立て及び本件審査請求をした際の主張から主張を変遷させている旨主張するが、原告の主張は、丁が営業をした結果、クレジットカードリーダーを設置してもらった店舗から丁に対して売上の報告を求めるよう依頼していたというものであり、何ら主張に変遷はない。

- (イ) 原告は、平成17年2月21日に外務大臣に対して提出した一般旅券発給申請書の「現住所」欄中の「携帯」欄に、本件電話番号を自筆で記載したところ、これは、原告が、同欄には、海外へ渡航している最中でも連絡を取ることができる電話番号を記載した方が良く考えたところ、原告携帯電話が日本国外での利用が不可能であった

ために海外へ渡航している間は、丁から本件携帯電話を借り受けて使用させてもらうことにしていたためであって、何ら不自然ではない。なお、原告は、海外へ渡航する前に丁から本件携帯電話を借り受けたが、帰国した後に丁に本件携帯電話を返している。

(ウ) 原告は、平成19年3月20日、乙の自宅の賃貸借契約に関する「連帯保証人引受承諾書」に署名及び押印をした際、同文書の「氏名」欄の直下にある「電話番号」欄に自筆で本件電話番号を記載したところ、これは、万が一、乙の自宅の貸主から問合せがあった場合、名義いかんにかかわらず原告が使用している携帯電話に連絡が入ると、原告の配偶者に原告と乙が男女の関係にあることを把握されるおそれがあり、これを避けるために、元々乙を原告に紹介した経緯もあって、原告と乙が男女の関係にあることや上記の賃貸借契約の存在を把握していた丁が使用していた本件携帯電話の電話番号である本件電話番号を記載したものにすぎない。なお、原告の勤務先の電話番号として、原告の配偶者が経理の責任者を務めている株式会社U及びその電話番号を記載しているとしても、同人は、株式会社Uの事務所には出社していないから、同人が、同社の電話に出ることはないのであり、この点は、原告の主張と矛盾しない。

(エ) A社が、平成21年11月6日、宅地建物取引業法3条1項の免許を受けるために提出した免許申請書に添付されたA社の代表取締役である原告の略歴書の「住所」欄中の「電話番号」欄には、本件電話番号が記載されているところ、これは、宅地建物取引業に関する問合せがあった場合には、専任の宅地建物取引主任者である丁が対応することになるため、当時丁が使用していた本件携帯電話の電話番号である本件電話番号が記載されているにすぎない。なお、丁の略歴書に記載された電話番号とは異なっているが、これは、略歴書が各人ごとに異なる記載を求められるものであることから、あえて異なる携帯電話の電話番号を記載したものにすぎないから、原告の主張と矛盾するものではない。

(2) 原告は本件各口座への入金に関与しておらず本件各口座を支配又は管理していなかったこと

ア (ア) 原告は、本件各口座の開設やその入金に全く関与しておらず、本件各口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを原告が保持していた事実を裏付ける客観的な証拠はなく、同事実に沿う証拠は、乙及び丙の供述のみであるから、これによって上記の事実が立証されたものとはいえない。

(イ) 乙及び丙は、原告から本件各口座の開設を依頼された旨の供述をするが、原告がそのような依頼をした事実はなく、これを裏付ける客観的な証拠もない。原告は、いつ配偶者に乙との男女の関係を伝えられるか分からないという弱みを握られていたものであり、乙や丙の意に反して預金口座を開設させるという関係にはなかった上、平成19年3月には、他人になりすまして預貯金契約におけるサービスの提供を受ける目的を有する者に預金通帳等を譲り渡す行為について罰則が定められたから、乙の上記の供述は信用することができない。なお、原告と乙は、平成23年8月までの間、原告が対価を支払うことを前提とする男女の関係にあったものの、乙も自身が就労して生活の糧を得ていたこと等からして、乙の生活が原告に依存していたものでもなかった。さらに、丙についても、乙から乙が使用する丙名義の預金口座の開設の依頼とい

う不可解な依頼を受けたにもかかわらず、その具体的な理由を尋ねることもしないまま、安易に丙名義口座を開設して丙名義口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを乙に交付したというのであるから、不自然な供述であって、やはり、信用することができない。

イ（ア）原告〇口座への入金、原告及び原告の配偶者の年収が2000万円を超えていたこと及び別表15のとおり被告が指摘していない多額の金員の入金があることからすれば、本件各金員によるものではない。

（イ）原告P口座への入金は、前記（ア）と同様の理由（別表16も参照）により、本件各金員によるものではない。

（ウ）原告は、乙・〇口座への入金には、全く関与していない。

（エ）原告〇口座及び原告P口座に対する入金が、本件各金員によるものであること自体に争いがあり、原告が本件各金員を取得したという客観的な証拠はなく、かつ、前記（ア）及び（イ）のとおり、他の金員による入金をすることも可能な状態にあったことからすれば、原告〇口座及び原告P口座に対する入金が、本件各金員によるものであることの立証がされているとはいえないというべきである。

ウ（ア）本件各金員が本件営業から生ずる収益に由来するものであることを裏付ける客観的な証拠は存在せず、そのような証明はされていないというべきである。被告が根拠として挙げる末日決算データは、それを裏付ける客観的な証拠はなく、戊自身が改ざんされたものであることを認めている上、本件各金員の額についても、13か月のうち3か月も一致しない月があるから、それをもって上記の証明がされたとはいえない。また、作成者によって安易に改ざんがされ、客観的な証拠による裏付けのないデータが信用することのできないものであることは明らかである上、E店の売上げが入金されていたとされる預金口座への入金額（例えば、平成19年1月の現金の入金額は、1350万9500円である。乙61・2～4枚目）と末日決算データの「現金売上」の金額（例えば、同月の「現金売上」欄には、1070万2250円である旨が記載されている。乙45・40頁。）が一致しないところがあるから、末日決算データは、信用性がない。

（イ） a 本件原告発言（乙46及び53の1）は、春日部税務署が本件営業に係る調査を実施した際、戊が、上記の発言に先だって原告に対し、「脱税事件となった場合、兄が警察官を辞めなくてはならなくなり、恨まれる、助けて下さい。」「自分がいなくなったら、専任の取引主任者がいなくなって、株式会社Aは営業できなくなりますよ。」などと述べて原告の協力を求めたことから、原告が、戊をかばおうとして、戊をかばうための説明内容を戊との間で確認した際にした発言であるにすぎない。

b 原告は、本件原告発言の前後において、税務署からの問合せに対して乙名義の預金口座を借りて原告が引き出していたという説明をすることを確認しつつ、他方で、「経営の内容まではちょっと僕もよく分からないから、何度も言うように」と本件営業の内容を問われたとしても、原告において回答することができない旨を伝えた上で、「マッチャンとは仲良くしておかない」という発言（乙46・4枚目及び53の1）をしているから、戊の意向に沿った対応をする意向が

あることを示しつつ、原告においてすることが可能な説明内容を確認しているの
であり、原告は、戊と良好な関係を維持するために、自身は本件営業の内容が分
からないにもかかわらず、戊が税務署から追求されている乙名義の預金口座につ
いて、戊は知らないが原告がこれを借りてお金を引き出していたと説明するの
であるから、これが戊をかばう趣旨の発言であることは明らかである。また、A社
においては、丁がA社に出勤しなくなってから、事実上、不動産業をすることが
できずに休業状態となっており、戊が専任の宅地建物取引主任者となることによ
って事業を継続することができた状況にあったから、宅地建物取引主任者がいな
いことによるA社への影響は重大なものであった。

(3) 本件各金員が原告の雑所得に該当するとはいえない上に本件賦課決定処分が違法であるこ
と

ア 原告が、本件各金員が生じたとされる平成19年1月から平成20年1月までの間、本
件営業に関する情報に関する報告を毎日受け、本件各口座を管理していたことを裏付ける
客観的な証拠はない。そして、原告は、本件各金員を取得したことはないから、本件各金
員が原告の雑所得に該当するとはいえない。被告も、原告に本件営業から生ずる収益が直
接帰属するとはいえない旨を認めているところ、原告は、本件営業の業務に関与すること
はなく、本件営業から生ずる収益を支配又は管理する立場又は権限も有しておらず、実際
にも、本件営業から生ずる収益を享受したことはないから、本件各金員が本件営業に由来
するものであれば、それは、本件営業を営んでいる戊又は丁に帰属する収益と考えるのが
自然である。

イ 原告は、乙から本件各口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを預かったことはなく、
戊及びJに対して本件各金員を本件各口座に振込入金するよう指示して本件各金員に係る
収益を享受したこともないから、本件においては、国税通則法68条1項にいう事実の
「隠ぺい」又は「仮装」があったとはいえず、同法70条4項にいう「偽りその他不正の
行為」があったともいえない。

第3 当裁判所の判断

1 はじめに

本件においては、戊又はJが平成19年又は平成20年中に本件各口座に振込入金した金員
が原告に帰属したものであると認められるか否かが争点であるところ、被告は、原告が本件各
口座を支配又は管理して本件営業から生じた収益を享受したから、戊又はJが平成19年又は
平成20年中に本件各口座に振込入金した金員が原告に帰属したものである旨主張するから、
以下、順に検討を加える。

2 本件における金員の流れについて

(1) 本件各口座に対する振込入金について

ア 前提事実(2)アのとおり、戊又はJは、平成19年1月19日から平成20年1月3
1日にかけて、本件各口座に対して総額4554万円(本件各金員)を振込入金している。
また、前提事実(2)ア及び前提事実(4)によれば、①平成19年1月から平成20年
1月までの間の各月の本件各金員の額と末日決算データの「費用」欄に記載されている本
部等の額は、10か月については完全に一致し(別表12の「差額」欄参照)、②3か月
(平成19年6月、同年12月及び平成20年1月)については、本件各金員の額と上記

の本部等の額との差額が、F店の本部等の額と一致し（別表11の「F（売上管理）」欄中の「金額」欄及び別表12の「差額」欄各参照）、かつ、③当該各月に乙名義口座3又は丙名義口座に振込入金された金額と当該各月のE店の本部等の額が一致すること（別表11の「E（決算）」欄中の「金額」欄及び別表12の「本件各金員」欄中の「本件各金員の額」欄各参照）の各事実が認められる。

これに加え、前提事実（4）のとおり、末日決算データが、E店とF店の別に、それぞれ独立したファイルとして作成され、かつ、当該ファイルが「費用」と「収益」の欄に分かれており、それぞれの欄の右隣に「金額」欄が接している、当該費用又は収益の金額が記載されている体裁のものであって、店舗別に本件営業の収支の計算をしたものであり、末日決算データのうち「費用」欄に記載のある金額は、特段の事情のない限り、本件営業から生じた収益から支出されたものと推認することができることにも照らすと、本件各金員は、本件営業から生じた収益の一部であると認めるのが相当である。

イ 原告は、末日決算データを裏付ける客観的な証拠がなく、戊自身、それが改ざんされたものであることを認めているほか、E店の現金売上げ（現金の預金口座への振込額）と末日決算データの現金売上げの金額が一致しないとして、末日決算データは信用することができない旨主張する。

しかし、戊は、末日決算データには、改ざんされた後のものと改ざんされる前のものがあり、平成24年1月17日当時にE店に置かれていたCD-R等のデータが改ざん前のものである旨を一貫して証言等している上（乙50、78、証人戊）、前記アのとおり、同データのうち「費用」欄に記載された金額が本件各口座への振込入金額という客観的な事実関係とも整合していることに照らすと、E店の現金売上げ（現金の預金口座への振込額）と末日決算データの現金売上げの金額が一致しないとされること等の原告が上記に指摘する点を踏まえたとしても、末日決算データが信用することができないものであるとの合理的な疑いが生ずるとまではいえない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

（2）本件各口座からの出金及び原告O口座、原告P口座又は乙・O口座への振込入金について

ア 前提事実（2）イのとおり、①本件各金員が振込入金されてから数日以内には、本件各口座から、振込入金された金額とほぼ同額が引き出されていること及び②上記①と同日又はその直後、上記①で引き出された金額と同額又はそれに近似した金額が原告O口座、原告P口座又は乙・O口座に入金されていることからすると、本件各口座から引き出された金員が、基本的には本件各金員を原資とするものであり、それがそのまま原告O口座、原告P口座又は乙・O口座に入金されたものと推認することができる。

イ 原告は、原告O口座及び原告P口座への入金は、原告及び原告の配偶者の年収が200万円を超えており、他の金員による入金をすることも可能な状態にあったこと及び別表15及び別表16のとおり被告が指摘していない多額の金員の入金があることからすれば、原告O口座及び原告P口座に対する入金が、本件各金員によるものであることの立証がされているとはいえないというべきである旨主張する。

しかし、原告は、原告O口座及び原告P口座への入金について、抽象的に本件各金員によるものではない可能性がある旨を主張するのみで、原告又はその配偶者の財産を原資とするものであることを具体的に主張立証しない。また、原告が指摘する多額の金員の入金

で被告が指摘しないもの（別表15及び16）については、平成19年1月から平成20年1月までの間のものは、原告〇口座に対する6回のもの（別表15の順号4から9までのもの）のみであり、その余のものは、いずれも上記の期間以外のものである上、上記の6回のものについても、その回数及び内容に照らし、前記アの認定及び判断を直ちに左右するものとはいえない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

3 本件各金員を本件各口座に振り込むよう指示した者について

(1) 本件携帯電話を実際に使用していた者について

ア ①前提事実(3)ア(イ)aのとおり、原告は、自ら作成した一般旅券発給申請書の「現住所」欄中の「携帯」欄に、本件電話番号を自筆で記載し、②同イ(ア)のとおり、本件各丁携帯電話の「マイデータ」には、本件携帯電話の使用者が原告である旨が登録され、③前提事実(1)ア及び前提事実(3)イ(ア)のとおり、本件各丁携帯電話に本件電話番号と併せて登録されていた電話番号1の電話番号は、原告がその居宅の2階リビングにおいて管理していた原告の氏名が刻印されたゴム印に刻印されていた電話番号と同一であり、④同ウのとおり、本件各店舗携帯電話の「マイデータ」には、本件携帯電話の使用者が原告である旨が登録されている。さらに、⑤本件携帯電話を丁が使用していたこととは全く整合しないが、原告が本件携帯電話を使用していたこととは極めて整合的である複数の電子メールも存在している（乙41・18、19、22及び24から26頁、44・9、10及び25頁）。

これらの客観的な事実関係を前提とすると、本件携帯電話の契約者が丁である（前提事実(3)ア(ア)）としても、本件携帯電話を実際に使用していた者は、原告であると認めるのが相当である。

イ(ア)原告は、本件携帯電話とは別の携帯電話である原告携帯電話を使用していたから、本件携帯電話を使用する必要性はなかったのであり、丁が、A社の業務に関する連絡手段として本件携帯電話を使用していた旨主張し、原告本人はこれに沿う供述等をする。

しかし、前記アのとおり、本件携帯電話を丁が使用していたこととは整合せず、かつ、原告が本件携帯電話を使用していたこととは整合する複数の客観的事実が存在するところ、原告本人は、当該事実と原告の供述等が整合していないことについては、何ら合理的な説明をしないから、その供述を採用することはできない。また、原告が原告携帯電話を使用していることと、原告が本件携帯電話を使用していることとは、必ずしも矛盾する事実ではない上、本件においては、他に原告の主張に沿う証拠も見当たらない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(イ)原告は、平成17年2月21日に外務大臣に対して提出した一般旅券発給申請書の「現住所」欄中の「携帯」欄に、本件電話番号を自筆で記載したところ、これは、原告携帯電話が日本国外での利用が不可能であったために海外へ渡航している間は、丁から本件携帯電話を借り受けて使用させてもらうことにしていたためである旨主張し、原告本人がこれに沿う供述等をする。

しかし、一般旅券発給申請書(乙36)の体裁を前提とすると、現住所欄の一部と

して「電話」及び「携帯」との記載があり、さらに、「その他勤務先など日中の連絡先」との記載の右側に「電話」との記載があるから、一般人の普通の読み方を前提とすると、上記の「携帯」は、申請者が普段日常的に使用して申請者と直接連絡が取れる携帯電話の電話番号を記載する趣旨のものであることを容易に読み取ることができるものといえることができる。そして、原告は、上記の趣旨と異なる趣旨に理解した理由については、旅券の発給の申請とは無関係であるA社の業務に関する問合せに対応する趣旨であった旨を述べるにとどまり（原告本人）、何ら合理的な説明をしない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(2) 本件携帯電話に対してされていた本件営業に関する報告の意味について

ア ①前提事実(3)イ(イ)のとおり、本件丁メールは、平成18年4月5日のE店の経営に関する報告を内容とするものであることが、②同ウ(ア)のとおり、本件店舗メール1及び2は、いずれも、平成19年4月27日の本件営業に関する報告を内容とするものであることが、③同(イ)のとおり、本件店舗メール3及び4は、いずれも、平成20年4月1日の本件営業に関する報告を内容とするものであることが、その内容自体から明らかである。これに加え、④丁、戊及びJが、いずれも、原告に対し、本件アドレスに電子メールを送信する方法により、本件各店舗の総売上金額、その内訳である現金売上げの金額、カード売上げの金額、指名客が何組で何名、フリー客が何名、1か月分の売上げの累計、売上げの平均額及び女性従業員の出勤人数を報告していた旨を証言又は供述等するところ(乙12、17、18、49、51、56、77、78、証人丁、証人戊)、当該証言又は供述等は、上記①から③までの客観的な事実を裏付けられているほか、供述相互間にも矛盾がなく、相互に信用性を高めあっているものといえるから、当該証言又は供述等に沿う事実があったものと認めることができる。さらに、⑤本件アドレスから、(あ)前提事実(3)ウ(ア)のとおり、平成19年4月25日、件名を「E」とした上で本文に「Eは、今月は月末は銀行休日に入るので5月1日までに振込み頼みます。みな頑張って(中略)果たして今月は利益がいくら出せるのか？」などと記載された電子メールが本件店舗携帯電話1に対して送信されていること、(い)平成20年6月22日、件名を「参考資料」とした上で本文に「◎2006年度丁店長6月20日E売上高6516400平均40万円F・戊店長2560500平均16万円◎2007年度戊店長6月20日E売上高9173150平均53万円F兼任戊店長2185150平均12万8千円(中略)今期と比較し検証して下さい!売上高がなくとも利益率が伴えば一緒だが、2006度と2007度の利益は格段の差があります。この程度くらい頑張ってもらわないと困りますよ。以上」と記載されたメールが、本件店舗携帯電話2ほかに対して送信されていること(乙44・18枚目)の各事実が認められ、⑥前提事実(3)ウ(ア)のとおり、本件店舗携帯電話1に係る電子メールアドレスから本件アドレスに対し、平成19年4月30日、「明日の振込みは250万+消費税を考えています。」と記載された電子メールが送信されていることも併せ照らすと、本件携帯電話を使用していた原告が、丁、戊又はJに対し、本件営業そのもの及び本件営業から生じた収益の処分についても指示をするなどしていたものと推認することができる。

上記の各事実を前提とすれば、原告は、本件営業そのもの及び本件営業から生じた収益

について情報を得るために、丁、戊又はJから、毎日、本件営業に関する報告をさせ、それを基に、本件営業そのもの及び本件営業から生じた収益について指示をしていたと認めるのが相当である。

イ（ア）原告は、本件アドレスから送受信された電子メールの内容を把握していないが、クレジットカードの不正利用があった場合には、A社がクレジットカードリーダーの設置に係る代理店契約の相手方から当該代理店契約を解除されるリスクがあったことから、不正利用の発生を心理的に抑制する目的で、丁は、本件アドレスを使用して、丁が営業した結果設置するに至ったクレジットカードリーダーの顧客から、毎月のクレジットカードを利用した売上げの報告を本件携帯電話にさせていたものである旨主張し、原告本人はこれに沿う供述等をする。

しかし、前記（１）アのとおり、原告が本件携帯電話を実際に使用していたと認められることに照らすと、原告の主張は、その前提を異にするものであるし、この点をおくとしても、定期的にクレジットカードを利用した売上金額を報告させることが、クレジットカードの不正利用を心理的に抑制することにつながるのかが不明である上、本件丁メール及び本件店舗メール1から同4までのとおり、クレジットカードを利用した売上げだけではなく、現金による売上金額、女性従業員の出勤数等の情報も同時に送付されていることとも整合しない。なお、原告は、他の情報と一括して送信していたとしても不自然ではない旨主張するが、現金による売上金額のような同種の情報であればともかく、女性従業員の出勤数のようなクレジットカードの不正利用を心理的に抑制することとは全く関連性のない情報も継続的に含まれていることを合理的に説明するものとはいえず、上記の判断を左右しない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

（イ）原告は、本件営業をする必要がなく、本件営業に出資することも、その業務に関与することもなかったから、本件営業から生ずる収益を支配又は管理する立場も権限も有していなかったなどと主張するが、前記アにおいて認定したところに加え、原告の主張を積極的に裏付ける具体的な事情が見当たらないことにも照らすと、本件の証拠関係を前提とする限り、原告の主張は、採用することができない。

（３）まとめ

以上によれば、本件の証拠関係の下においては、原告が、本件携帯電話を使用して、丁、戊又はJから、毎日、本件営業に関する報告を受け、それを基に、丁、戊又はJに対し、本件営業そのもの及び本件営業から生じた収益について指示をしていたと認められる。

４ 本件営業から生ずる収益が帰属する者について

（１）本件各口座を実質的に管理していた者について

ア ①前提事実（２）ウ（ア）及び同（イ）によれば、原告O口座又は原告P口座は、原告の日常生活に必要な費用を支出するために使用されていると認められ、②前提事実（２）ウ（ウ）及び前提事実（３）ア（イ）bによれば、乙・O口座は、乙の自宅の家賃の支払のために使用されていると認められるところ、前提事実（３）ア（イ）bのとおり、乙の自宅に係る賃貸借契約に基づいて生ずる乙の債務の履行を原告が連帯して保証していることや、前提事実（１）イのとおり、その当時に原告と乙との間に原告から乙に対して定期的に一定の金額の金員が支払われることを伴う男女の関係があったことにも照らすと、上

記の乙の自宅の家賃の支払も、原告が乙との関係を維持するために本件各金員を原資とする本件各口座から引き出された金員を充当していたものと推認することができる。上記の事情に加え、③前記2（2）のとおり、本件各金員を原資とする本件各口座から引き出された金員が、そのまま原告O口座、原告P口座又は乙・O口座に入金されたと推認することができることにも照らすと、本件各金員による経済的利益を享受していたのは、原告であると認められる。その上で、④前提事実（2）イのとおり、本件各金員が本件各口座に振込入金されてからこれが引き出されるまでの期間が長くても数日程度と極めて短いこと、⑤前提事実（2）アのとおり、本件各金員は、いずれも戊又はJの名義によって本件各口座に振込入金されているところ、前記3（3）に照らし、上記の振込入金は、戊又はJが原告の指示に基づいてしていたものと認められることのほか、⑥乙が、原告から、本件各口座を開設するよう依頼を受け、本件各口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを原告に預けた旨を、丙が、乙から、丙名義口座を開設するよう依頼を受け、丙名義口座に係る預金通帳及びキャッシュカードを乙に預けた旨を、それぞれ供述していること（乙5、乙6）も併せ考慮すると、本件の証拠関係の下においては、本件各口座を実質的に支配又は管理していたのは、原告であると認めるのが相当である。

イ 原告は、いつ原告の配偶者に乙との男女の関係を伝えられるか分からないという弱みを握られていたから、乙や丙の意に反して預金口座を開設させる関係にはなかった上、平成19年3月には、他人になりすまして預貯金契約におけるサービスの提供を受ける目的を有する者に預金通帳等を譲り渡す行為について罰則が定められたことにも照らすと、乙及び丙の供述はいずれも不自然であって、これらを信用することができない旨主張する。

しかし、原告が自認するところによっても、原告と乙との関係は、原告が乙に対して定期的に一定の金額の金員を交付すること（なお、その具体的な金額は、当事者の間に争いがあるが、上記の限度では、当事者の間に争いはない。）を伴うものであったというのであり（原告本人）、原告が乙から経済的な利益を受ける関係は想定されていなかったものと推認することができる。仮に、本件各口座を乙又は丙が支配又は管理していたとすれば、前記アに認定した客観的な事実関係を前提とする限り、原告が、乙又は丙から、継続的に多額の経済的利益を得る関係にあったことになり、乙との関係では、原告自身も前提としている事情と矛盾する事態が生じ、丙との関係では、原告自身も、丙とは個人的な関係が全くなかったというのであるから、およそ不自然な事態が生ずることになるが、この点については、原告は、全く合理的な説明をしていない。他方、原告が上記に主張するところは、乙が原告の弱みを突くかのような行動をしたなどの具体的な事情等が見当たらず（なお、原告と乙との関係が終局した後に、乙が原告に対して金員の支払等を求めたことがあるとは認められる（甲17、乙60、原告本人）ものの、男女の関係が継続している間に、具体的に原告に対して何らかの要求をしたなどの事情等はうかがわれないから、この点は、上記の認定を左右しない。）、また、ある法令の制定が直ちに個人の行動を具体的に制約するとも認め難いことに照らし、前記アの認定及び判断を覆すには足りない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

（2）本件営業から生ずる収益が帰属する者について

①前記2（1）のとおり、本件各金員が本件営業から生じた収益の一部であること、②前記3（2）及び（3）のとおり、原告が、本件営業そのもの及び本件営業から生じた収益に

ついて情報を得るために、丁、戊又はJから、毎日、本件営業に関する報告を受け、それを基に、丁、戊又はJに対し本件営業そのもの及び本件営業から生じた収益について指示をしていたこと、③前記（１）のとおり、戊又はJは、原告の指示に基づいて本件各金員を本件各口座に振込入金していたこと、④前記（１）のとおり、本件各口座を実質的に支配又は管理していたのは原告であることを踏まえると、本件の証拠関係の下においては、本件各金員を含む本件営業から生ずる収益が帰属する者は、原告であると認めるのが相当である。これに反する原告の主張は、これまでに説示したところに照らし、採用することができない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件各金員は、原告が享受する収益であって、原告に帰属する収益であると認められる。その上で、①前提事実（１）エのとおり、本件各金員を原告が取得した当時、本件営業に係る営業の許可を受けていたのは戊であること、②本件営業から生ずる収益の全てを原告が享受していたこと及び本件営業に係る具体的な業務の遂行について、原告が個別具体的な指揮命令をしていたことを認めるに足りる証拠が見当たらないこと等に照らすと、本件の証拠関係の下においては、本件営業が、原告の事業であり、本件営業から生ずる収益が、原告の計算と危険において独立して営まれていると客観的に認められる業務から生ずる所得であるとまでは認め難いから、本件各金員が原告の事業所得に該当するとは認め難い。そして、原告が、本件営業から生ずる収益の一部である本件各金員を享受したことは、その性質及び内容に照らし、所得税法２３条から２６条まで、同法２８条及び同法３０条から３４条までが規定する所得の種類には、いずれも該当しないことが明らかである。

したがって、原告が本件各金員を享受したことは、原告の所得税法３５条１項が規定する雑所得に該当するものと認められる。

５ 本件更正処分等の適法性について

これまで述べたところに加えて、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件更正処分等の根拠及びその適法性については、別紙に記載のとおり認めることができ、この認定判断を左右するに足りる証拠ないし事情は見当たらない。

第４ 結論

以上によれば、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３８部

裁判長裁判官 朝倉 佳秀

裁判官 福渡 裕貴

裁判官 獅子野 裕介

1 本件更正処分の根拠

(1) 平成19年分

ア 総所得金額（別表1の1の「項目」欄中「総所得金額」欄・順号①のうち「平成19年分」欄のもの） 5215万1986円

上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額である。

（ア）不動産所得の金額（別表1の1の「項目」欄の「内訳」欄中「不動産所得の金額」欄・順号②のうち「平成19年分」欄のもの） 51万1986円

上記金額は、原告が平成19年分の所得税の確定申告書（乙1。以下「平成19年分確定申告書」という。）の第一表の「所得金額」欄中の「不動産③」に記載した金額と同額である。

（イ）給与所得の金額（別表1の1の「項目」欄の「内訳」欄中「給与所得の金額」欄・順号③のうち「平成19年分」欄のもの） 970万円

上記金額は、原告が平成19年分確定申告書の第一表の「所得金額」欄中の「給与⑥」に記載した金額と同額である。

（ウ）雑所得の金額（別表1の1の「項目」欄の「内訳」欄中「雑所得の金額」欄・順号④のうち「平成19年分」欄のもの） 4194万円

上記金額は、平成19年中に、戊又はJが振込名義人となって原告以外の者の名義の口座に振込入金した金額を合計した後のものである。

戊が振込名義人となって振込入金した金額は、乙名義口座1に対するものを合計した後のものである1408万5000円（別表3の順号1から9まで）、乙名義口座2に対する75万円（別表3の順号10）、乙名義口座3に対するものを合計した後のものである795万円（別表3の順号11から15まで）及び丙名義口座に対するものを合計した後のものである1555万5000円（別表3の順号16から28まで）を全て合計した後のものである3834万円であり、Jが振込名義人となって振込入金した金額は、丙名義口座に対するものを合計した後のものである360万円（別表3の順号29及び30）である。

イ 所得控除の額の合計額（別表1の1の「項目」欄中「所得控除の額の合計額」欄・順号⑤のうち「平成19年分」欄のもの） 300万1260円

上記金額は、原告が平成19年分確定申告書の第一表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計⑤」に記載した金額と同額である。

ウ 課税総所得金額（別表1の1の「項目」欄中「課税総所得金額」欄・順号⑥のうち「平成19年分」欄のもの） 4915万円

上記金額は、前記アの総所得金額5215万1986円から前記イの所得控除の額の合計額300万1260円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

エ 納付すべき税額（別表1の1の「項目」欄中「納付すべき税額」（被告主張額）欄・順号⑨のうち「平成19年分」欄のもの） 1555万4200円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「課税総所得金額に対する税額」欄・順号⑦のうち「平成 19 年分」欄のもの) 1686 万 4000 円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額 4915 万円に所得税法 89 条 1 項 (ただし、平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの。以下同じ。) の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「源泉徴収税額」欄・順号⑧のうち「平成 19 年分」欄のもの) 130 万 9800 円

上記金額は、原告が平成 19 年分確定申告書の第一表の「税金の計算」欄中の「源泉徴収税額⑧」に記載した金額と同額である。

(2) 平成 20 年分

ア 総所得金額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「総所得金額」欄・順号①のうち「平成 20 年分」欄のもの) 1076 万 9323 円

上記金額は、次の (ア)、(イ) 及び (ウ) の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 (別表 1 の 1 の「項目」欄の「内訳」欄中「不動産所得の金額」欄・順号②のうち「平成 20 年分」欄のもの) 44 万 9323 円

上記金額は、原告が平成 20 年分の所得税の確定申告書 (乙 2。以下「平成 20 年分確定申告書」という。) の第一表の「所得金額」欄中の「不動産③」に記載した金額と同額である。

(イ) 給与所得の金額 (別表 1 の 1 の「項目」欄の「内訳」欄中「給与所得の金額」欄・順号③のうち「平成 20 年分」欄のもの) 672 万円

上記金額は、原告が平成 20 年分確定申告書の第一表の「所得金額」欄中の「給与⑥」に記載した金額と同額である。

(ウ) 雑所得の金額 (別表 1 の 1 の「項目」欄の「内訳」欄中「雑所得の金額」欄・順号④のうち「平成 20 年分」欄のもの) 360 万円

上記金額は、平成 20 年中に、J が振込名義人となって丙名義口座に振込入金した金額 (別表 3 の順号 31 から 33 まで) を合計した後のものである。

イ 所得控除の額の合計額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「所得控除の額の合計額」欄・順号⑤のうち「平成 20 年分」欄のもの) 278 万 9280 円

上記金額は、原告が平成 20 年分確定申告書の第一表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計⑤」に記載した金額と同額である。

ウ 課税総所得金額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「課税総所得金額」欄・順号⑥のうち「平成 20 年分」欄のもの) 798 万円

上記金額は、前記アの総所得金額 1076 万 9323 円から前記イの所得控除の額の合計額 278 万 9280 円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「納付すべき税額」(被告主張額) 欄・順号⑨のうち「平成 20 年分」欄のもの) 53 万 0900 円

上記金額は、次の (ア) の金額から (イ) の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「課税総所得金額に対する税額」欄・順号⑦のうち「平成 20 年分」欄のもの) 119 万 9400 円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額 798 万円に所得税法 89 条 1 項の規定による税率

を乗じて計算した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 (別表 1 の 1 の「項目」欄中「源泉徴収税額」欄・順号⑧のうち「平成 20 年分」欄のもの) 66 万 8 5 0 0 円

上記金額は、原告が平成 20 年分確定申告書の第一表の「税金の計算」欄中の「源泉徴収税額⑦」に記載した金額と同額である。

2 本件更正処分の適法性

本件訴えにおける原告の平成 19 年分及び平成 20 年分の納付すべき所得税の額は、平成 19 年分が、前記 1 (1) エのとおり、1 5 5 5 万 4 2 0 0 円であり、平成 20 年分が前記 1 (2) エのとおり、5 3 万 0 9 0 0 円であるところ、これらの金額は、いずれも当該各年分の所得税の各更正処分の納付すべき税額を上回る (別表 1 4 の「更正処分等」欄中の「納付すべき税額 (⑦-⑧)」欄・順号⑨) 又はこれと同額である (別表 1 3 の「審査審決」欄中の「納付すべき税額 (⑦-⑧)」欄・順号⑨) から、本件更正処分はいずれも適法である。

なお、原告は、戊及び J に指示し、原告が支配又は管理していた本件各口座に対し、金員を継続的に振入金させて当該金員に係る経済的利益を享受していたにもかかわらず、これを除外して本件各確定申告をした事実が認められるところ、このことは、平成 19 年分及び平成 20 年分の所得税について、それぞれ国税通則法 70 条 4 項 (ただし、平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。以下同じ。) に規定する「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」ことに該当するから、本件においては、更正をすることができる期間は、同条 1 項 1 号に規定する法定申告期限から 7 年を経過する日までであるところ、本件更正処分は、いずれも当該更正をすることができる期間内に行われたものである (別表 1 3 及び別表 1 4 の各「確定申告」欄及び「更正処分等」欄中の「年月日」欄参照)。

3 本件各賦課決定処分の根拠

前記 2 で述べたとおり、本件更正処分はいずれも適法であるから、本件更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実については、本件更正処分前における税額の計算の基礎とされなかったことについて、国税通則法 65 条 4 項 (ただし、平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの) に規定する「正当な理由」は存在せず、同条 1 項 (ただし、平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同じ。) の規定により、過少申告加算税が課されることとなる。

また、原告は、前記 2 のとおり、戊及び J に指示し、原告が支配又は管理していた本件各口座に対し、金員を継続的に振入金させて当該金員に係る経済的利益を享受していたにもかかわらず、これを除外して本件各確定申告をしたものであり、これが、同法 68 条 1 項 (ただし、平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同じ。) が規定する同法 65 条 1 項の規定に該当する場合において、「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、本件更正処分により新たに納付すべきこととなった税額については、同法 68 条 1 項の規定に基づき、同法 65 条 1 項の規定する過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。その金額は、それぞれ、次のとおりである。

(1) 平成 19 年分 55 4 万 4 0 0 0 円

上記金額は、原告の平成 19 年分の所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 1 5 8 4 万 1 7 0 0 円 (別表 1 の 2 の「平成 19 年分」欄の「納付すべき税額 (本件各更正処分)」欄・順号⑩) の金額から、別表 1 の 2 の「納付すべき税額 (確定申告)」欄・順号⑪) の

金額（ただし、還付金の額に相当する税額）を差し引いた後のもの。）のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である1584万円を基礎として、これに同法68条1項の規定する税率（100分の35）を乗じて算出した金額である。

(2) 平成20年分 22万0500円

上記金額は、原告の平成20年分の所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額63万0100円（別表1の2の「平成20年分」欄の「納付すべき税額（本件各更正処分）」欄・順号⑩の金額から、別表1の2の「納付すべき税額（確定申告）」欄・順号⑪の金額を差し引いた後のもの。）のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である63万円を基礎として、これに同法68条1項の規定する税率（100分の35）を乗じて算出した金額である。

4 本件賦課決定処分の適法性

前記3のとおり、本件更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、前記3（1）及び（2）のとおり、平成19年分が554万4000円、平成20年分が22万500円であるところ、これらの金額は、いずれも本件賦課決定処分の金額と同額である（別表13の「審査審決」欄中の「重加算税の額」欄・順号⑩及び別表14の「更正処分等」欄中の「重加算税の額」欄・順号⑩参照）から、本件賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別表1 総所得金額及び納付すべき税額等

1 所得金額及び税額の計算

(単位：円)

項目		平成19年分	平成20年分
	総所得金額	① 52,151,986	10,769,323
内訳	不動産所得の金額	② 511,986	449,323
	給与所得の金額	③ 9,700,000	6,720,000
	雑所得の金額	④ 41,940,000	3,600,000
	所得控除の額の合計額	⑤ 3,001,260	2,789,280
	課税総所得金額	⑥ 49,150,000	7,980,000
	課税総所得金額に対する税額	⑦ 16,864,000	1,199,400
	源泉徴収税額	⑧ 1,309,800	668,500
	納付すべき税額(被告主張額)	⑨ 15,554,200	530,900

(注)「課税総所得金額」欄の金額は1000円未満の端数を、「納付すべき税額」欄の金額は100円未満の端数をそれぞれ切り捨てた後の金額である。

2 加算税の計算

(単位：円)

納付すべき税額(本件各更正処分)	⑩	15,554,200	410,100
納付すべき税額(確定申告)	⑪	△287,500	△220,000
新たに納付すべき税額(⑩-⑪)	⑫	15,841,700	630,100
重加算税の計算の基礎となる税額	⑬	15,840,000	630,000
重加算税の額	⑭	5,544,000	220,500

(注)「納付すべき税額(確定申告)」欄の△は、還付金の額に相当する税額を意味する。

別表2から別表12まで、別表15から別表16まで 省略

別表 1 3 平成19年分の更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		法定申告期限(平成20年3月17日)内	平成26年8月1日	平成26年9月26日	平成26年12月19日	平成27年1月16日	平成27年12月11日
総所得金額 (②+③+④)		①	10,211,986	52,676,986	10,211,986	10,211,986	52,151,986
内訳	不動産所得の金額	②	511,986	511,986	511,986	511,986	511,986
	給与所得の金額	③	9,700,000	9,700,000	9,700,000	9,700,000	9,700,000
	雑所得の金額	④	—	42,465,000	—	—	41,940,000
所得控除の額の合計額		⑤	3,001,260	3,001,260	3,001,260	3,001,260	3,001,260
課税総所得金額 (①-⑤)		⑥	7,210,000	49,675,000	7,210,000	7,210,000	49,150,000
課税総所得金額に対する税額		⑦	1,022,300	17,074,000	1,022,300	1,022,300	16,864,000
源泉徴収税額		⑧	1,309,800	1,309,800	1,309,800	1,309,800	1,309,800
納付すべき税額 (⑦-⑧)		⑨	△287,500	15,764,200	△287,500	△287,500	15,554,200
重加算税の額		⑩	—	5,617,500	0	0	5,544,000

- (注) 1 「課税総所得金額」欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
2 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を意味する。

別表 1 4 平成20年分の更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		法定申告期限(平成21年3月16日)内	平成26年8月1日	平成26年9月26日	平成26年12月19日	平成27年1月16日	平成27年12月11日
総所得金額 (②+③+④)		①	7,169,323	10,244,323	7,169,323	7,169,323	
内訳	不動産所得の金額	②	449,323	449,323	449,323	449,323	
	給与所得の金額	③	6,720,000	6,720,000	6,720,000	6,720,000	
	雑所得の金額	④	—	3,075,000	—	—	
所得控除の額の合計額		⑤	2,789,280	2,789,280	2,789,280	2,789,280	
課税総所得金額 (①-⑤)		⑥	4,380,000	7,455,000	4,380,000	4,380,000	
課税総所得金額に対する税額		⑦	448,500	1,078,650	448,500	448,500	
源泉徴収税額		⑧	668,500	668,500	668,500	668,500	
納付すべき税額 (⑦-⑧)		⑨	△220,000	410,100	△220,000	△220,000	
重加算税の額		⑩	—	220,500	0	0	

- (注) 1 「課税総所得金額」欄の金額は、1000円未満の端数を、「納付すべき税額」欄の金額は100円未満の端数を、切り捨てた後の金額である。
2 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を意味する。